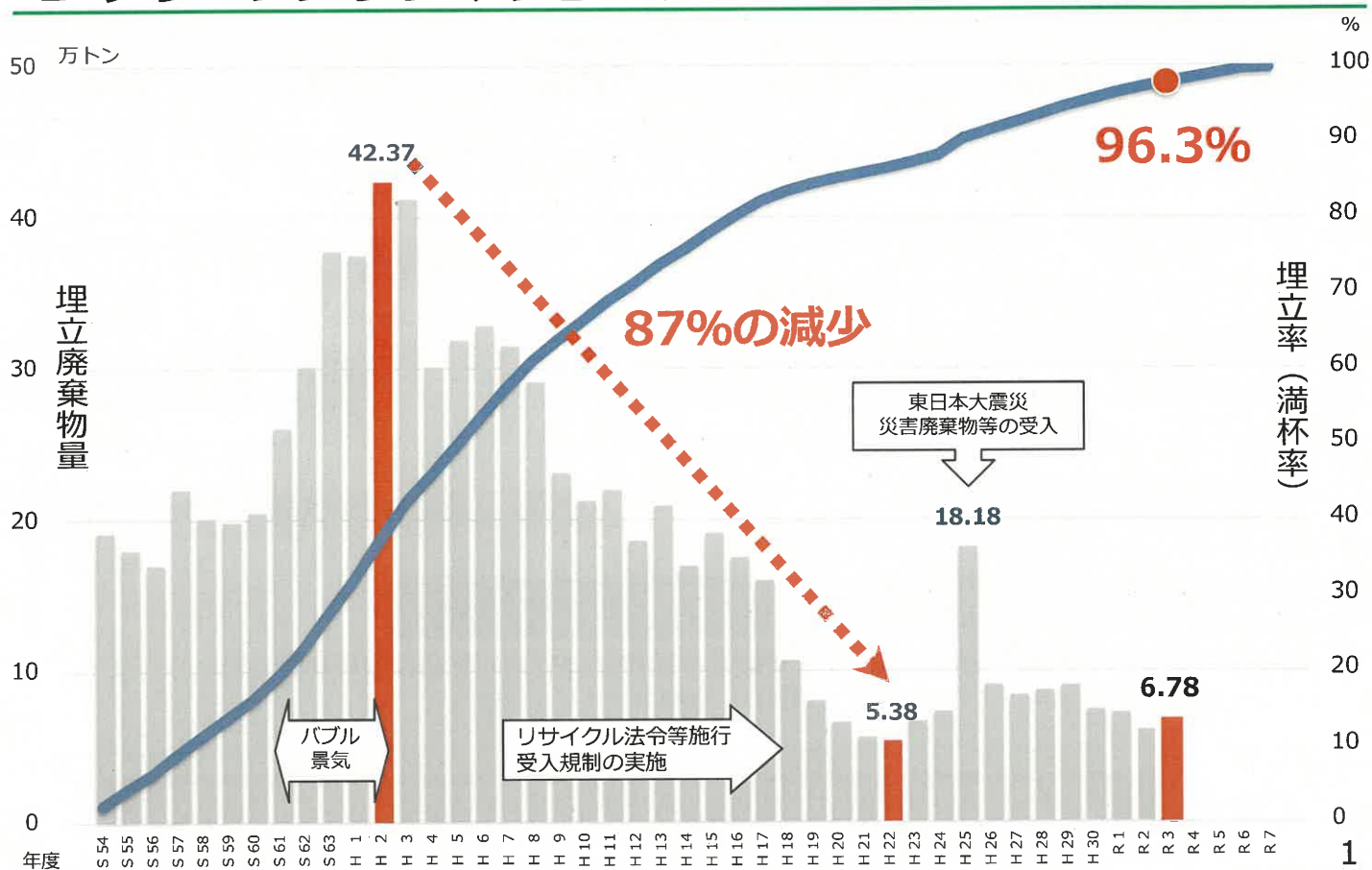


公共関与による 産業廃棄物最終処分場の整備について

令和4年12月
宮城県環境生活部新最終処分場整備対策室

1 クリーンプラザみやぎの現状



2 整備基本方針の策定

今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会

学識経験者、市町村代表、廃棄物関係事業者代表、排出事業者代表で懇話会を設置し、多角的・専門的見地から、**県内の産業廃棄物の排出状況と、今後の最終処分場の在り方を議論**しました。(H30.11～R1.8 全4回)



「宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針」(R1.11)

<ul style="list-style-type: none"> ● 公共関与の必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内経済の発展と廃棄物適正処理の両立 ・ 災害廃棄物の受け皿確保 ・ 民間による処分場整備の困難性 ・ 自治体・経済界からの処分場整備の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定規模・機能 <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理対象物 <ul style="list-style-type: none"> 県内の産業廃棄物を基本とする。 災害廃棄物も対象とする。 ・ 必要埋立容量 <ul style="list-style-type: none"> 170～270m³
<ul style="list-style-type: none"> ● 求められる役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内廃棄物の安定した処分 ・ 災害廃棄物の受入れ ・ その他（情報発信、人材育成など） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 候補地選定の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全域を対象とする。 ・ 有識者の意見を伺い絞り込む。 ・ 法的規制、地形的制約条件を考慮し、必要な施設規模が確保できる候補地を抽出する。

2

3 最有力候補地の選定経過

産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会 (R2.2～R2.12 全4回)

学識経験者、廃棄物関係事業者代表、排出事業者代表による懇話会を設置し、**①県内全域を対象に、②有識者の意見を伺いながら、③法的規制や地理的制約から、④段階的に絞り込みを行いました。**

ゾーニング手法による適地の抽出 (R2.2)

- 1 処分場建設に支障がある規制条件の確認【26項目】
- 2 想定する施設規模の建設可能性の確認【4項目】

31か所を「適地」に抽出

候補地の第一次選定 (R2.6、R2.8)

- 1 処分場建設において避けるべき規制条件の確認【14項目】
- 2 配慮すべき状況の有無の現地確認

検討候補地 7か所を選定

(他に2か所を「予備検討候補地」に選定)

候補地の第二次選定 (R2.12)

事業実現性の可能性の確認【6項目】

望ましい順に3か所の最終候補地を選定

産業廃棄物最終処分場候補地選定委員会 (R3.2)

副知事を議長とし、県庁全部長等で**実現可能性の観点から最終的な審議**を行いました。

自然環境項目【4項目】 生活環境【6項目】 事業効率性【6項目】

大和町鶴巣大平・幕柳地内の採石場を最有力候補地に選定

3

4 大和町鶴巣地区の皆様との意見交換の経過

産業廃棄物最終処分場は、長期にわたり安全で安定した運営が求められることから、地形的安全性と**地元の御理解**の両方が**重要**だと考えています。

このため、最有力候補地選定後、**4巡に渡り、地元の皆様と意見交換会を重ねさせていただきました。**

1 巡 目	令和3年6月13日～10月23日 13回 説明内容：整備の必要性、候補地選定の経緯、想定すべき対策 主な御意見：大和町鶴巣を再選定したことへの疑義・批判、道路利用・水利用への悪影響の懸念、処分場整備による風評被害の懸念、災害対策としての道路・河川整備、処分場の管理・運営、現処分場の跡地利用 など
2 巡 目	令和3年10月30日、11月3日 2回 説明内容：1巡目の御意見への回答、施設概要(案)策定と基礎調査等の実施 主な御意見：将来に渡り鶴巣が候補地となることへの懸念、処分場の管理・運営、搬入経路の再検討の要請、処分場整備による風評被害の懸念、処分場整備に伴う地域へのメリット など
3 巡 目	令和3年12月19日、12月26日 2回 説明内容：新産業廃棄物最終処分場の施設概要(案)、遮水構造と安全対策、環境改善に向けた取組 主な御意見：将来に渡り鶴巣が候補地となることへの懸念、遮水構造の詳細確認、搬入経路の再検討の要請、災害対策としての道路・河川整備 など
4 巡 目	令和4年3月22日～9月20日 18回 説明内容：3巡目までの御意見への新たな対策、地域課題の解決に向けた取組 主な御意見：風評防止対策、搬入路の改修、上水道の引込み、地区における課題や地区の将来像に関すること など

※1～3巡目は鶴巣地区住民の皆様、4巡目は主に行政区役員方と意見交換をさせていただきました。

※上記のほか、大和町議会(3回)、鶴巣区長会(3回)、鶴巣地域振興協議会(2回)への御説明と意見交換をさせていただきました。

4

5 新処分場の整備・運営に係る基本協定の締結

大和町鶴巣地区にある採石場を、新たな管理型産業廃棄物最終処分場（以下「新処分場」という。）の整備地に決定し、**令和4年9月27日、県、大和町、公益財団法人宮城県環境事業公社の3者で、新処分場の整備・運営に係る基本協定を締結いたしました。**

基本協定の概要

- 1 協定書：公共関与による管理型産業廃棄物最終処分場の設置及び維持管理に関する基本協定書
- 2 締結者：知事、大和町長、環境事業公社理事長
- 3 締結日：令和4年9月27日
- 4 内容：
 - (1) 新処分場の早期整備と地域住民への誠実な対応に関する共通認識
 - (2) 新処分場の設置及び維持管理に係る環境事業公社と県の責任
 - (3) 新処分場の設置場所
 - (4) 新処分場の埋立期間
 - (5) 新処分場周辺地域の生活環境及び自然環境の保全と被害発生時の損害補償等
 - (6) 新処分場周辺地域の課題解決等に向けた3者の取組
 - (7) 次回の公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備候補地に大和町を選定しないこと

5

6 新処分場の概要 ①事業概要

計画諸元

基本事項	次期最終処分場
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場
建設予定地	宮城県黒川郡大和町鶴巣大平・幕柳地内
埋立計画期間	約20年間
敷地面積※	約40ha (現処分場 約150ha)
埋立面積	約13ha (現処分場 約60ha)
埋立容量	約230万m ³ (現処分場 約1,073万m ³)
埋立構造	準好気性埋立構造
処理水放流先	公共下水道

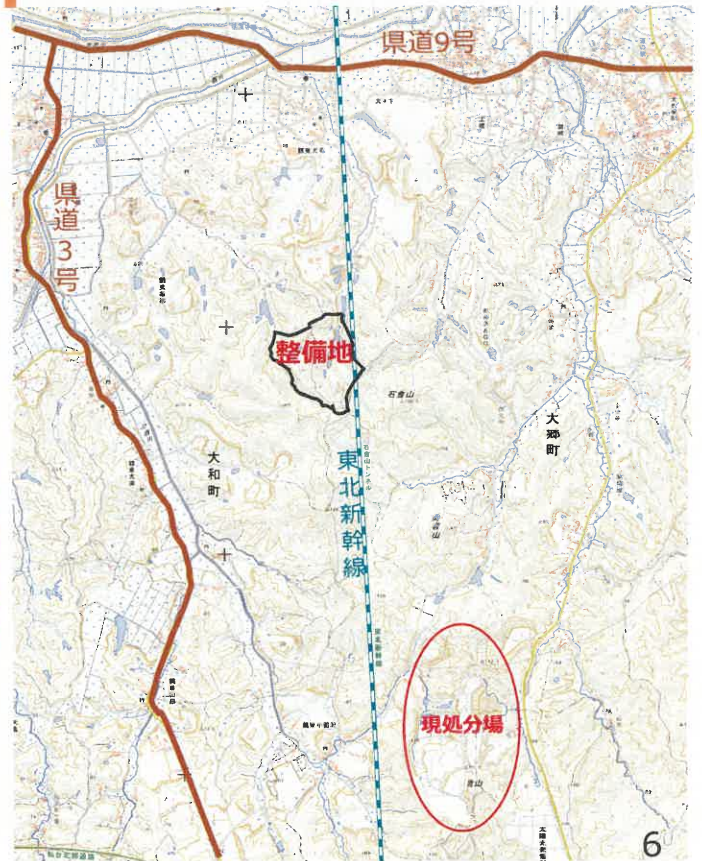
※次期最終処分場の開発想定区域面積

施設計画の基本方針

次期最終処分場は、その周辺の自然環境、生活環境、産業等の状況、先進地事例についての調査・評価等を行い、**環境保全や地域住民との共生を図りつつ、持続可能な循環型社会の形成の推進に寄与する施設となるよう検討します。**

- (1) 自然的条件及び社会的条件等に配慮した施設
- (2) 安全、安心、強靱な施設
- (3) 周辺住民に受け入れられる施設
- (4) 周辺環境に配慮した施設
- (5) 建設コスト及び維持管理コスト縮減が図られる施設
- (6) 埋立廃棄物の早期安定化が図られる施設

整備地の位置



6 新処分場の概要 ②基本計画

施設規模の設定

○埋立年数の設定

全国の公共関与型最終処分場における埋立計画期間は、**平均は約21.2年程度**となっており、次期最終処分場の埋立年数も**約20年**を目安として設定します。

○埋立容量の設定

次期最終処分場の埋立容量は、現処分場搬入実績を用いて算出しました。

項目	埋立処分量	概算埋立容量
計画埋立量	1,761,596 m ³	230万 m ³
覆土量※1	587,199 m ³	
埋立容量	2,348,795 m ³	

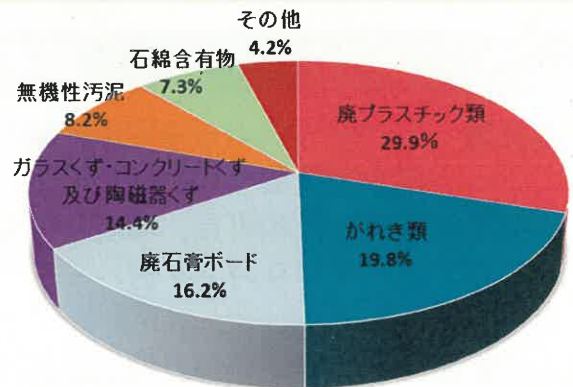
※1：計画埋立量の1/3

受入廃棄物

分類	受入廃棄物※2
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん
特別管理産業廃棄物	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設設置事業において発生した廃石綿等

【参考】

「クリーンプラザみやぎ」における廃棄物処理実績 (令和3年度)



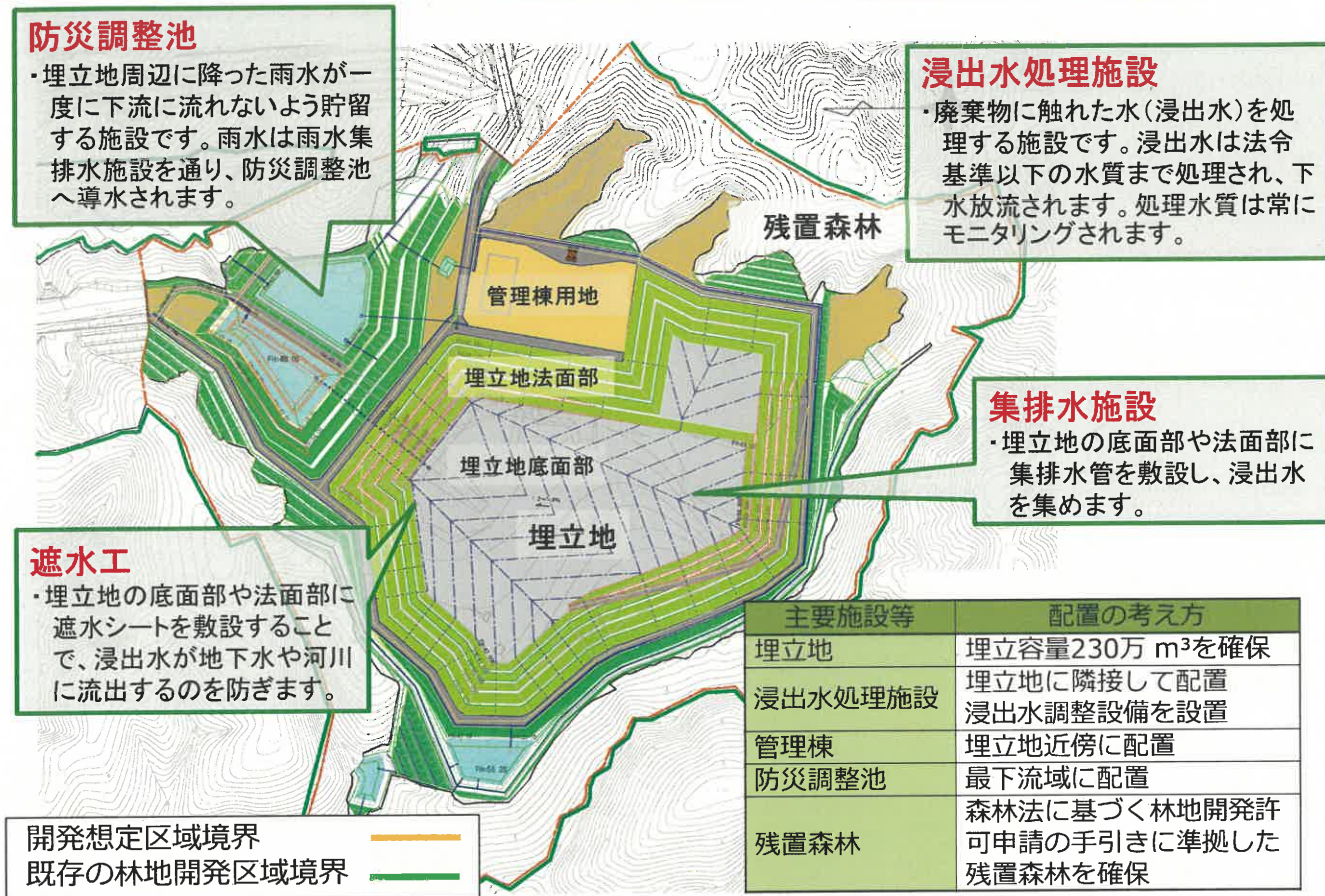
【受入品目の特性】

・現在は、**食品残渣や有機汚泥等の臭いを発する廃棄物は、受け入れておりません。** 廃太陽光発電パネルについても、**重金属等を含むことから、受け入れておりません。**

※ **災害時廃棄物の受入は、一般廃棄物処理業の許可権者である大和町と協議の上、判断します。**

また、原子力発電所の事故に伴い放射性物質に汚染された全ての廃棄物を受け入れません。

6 新処分場の概要 ③施設配置の概要



6 新処分場の概要 ④イメージパース

